

# 第5次 福島町行政改革大綱

～新たな時代にチャレンジ～

計画期間：令和2年度～令和5年度

令和元年12月

福島町

# 目 次

第5次福島町行政改革大綱	1
1 第5次福島町行政改革大綱の目的	1
2 第5次福島町行政改革大綱の基本方針	2
(1) 効率的な行政経営の推進	
① 各種委員会の統廃合	
② 団体補助金のあり方	
③ 指定管理者制度の導入	
④ 行政コストの削減	
⑤ A I ・ R P A の導入	
(2) 持続可能な行政組織の確立	
① 組織・機構の見直し	
② 充実した研修による人材育成	
③ 働き方改革の推進	
(3) 町民との協働のまちづくり	
① 情報共有化による協働の推進	
3 計画期間	2
4 大綱の推進体制	2
5 基本方針に係る取組項目	3
これまでの福島町行政改革大綱の取り組み	6
(1) 第1次行政改革大綱（昭和60年度～平成7年度）	
(2) 第2次行政改革大綱（平成8年度～平成15年度）	
(3) 第3次行政改革大綱（平成16年度～平成26年度）	
(4) 第4次行政改革大綱（平成27年度～令和元年度）	

# 第5次福島町行政改革大綱

当町は、昭和31年の13,968人を最盛期に、青函トンネル工事期の昭和51年に人口12,238人の第二次ピークに達しましたが、青函トンネル工事終了による急激な人口減少と高齢化が進行しております。

このことにより、税収の伸び悩みや経常経費の増加による財政の硬直化、更には、昭和40年代から60年代に建築した施設の老朽化が進行していることもあり、より一層の財源確保に加え行政運営のスリム化が求められます。

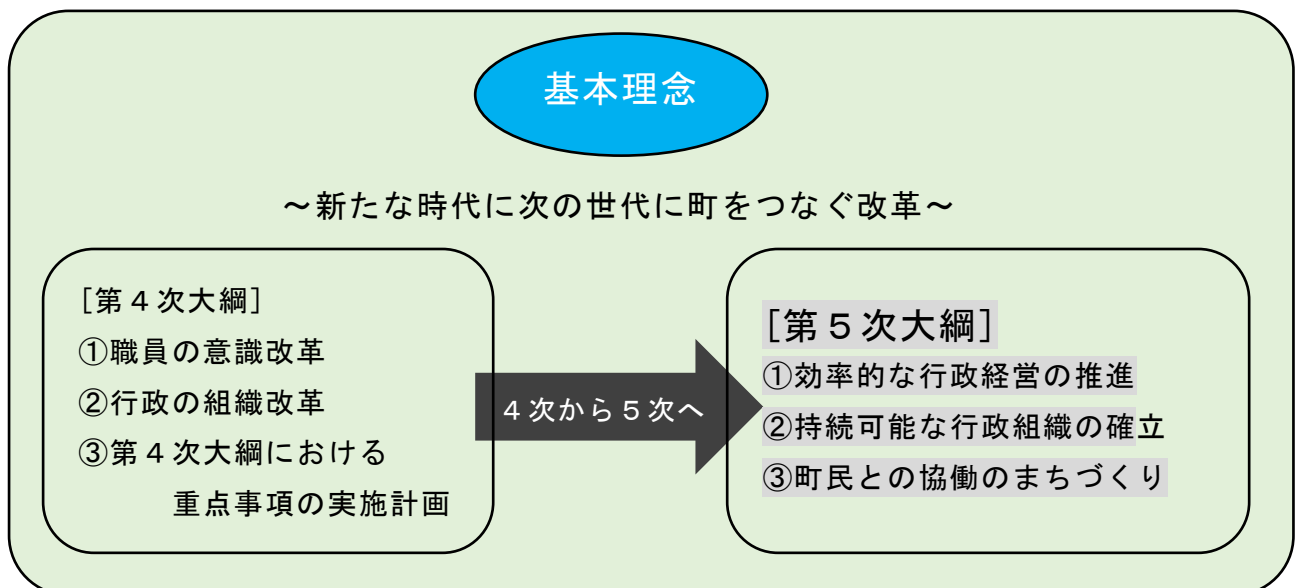
近年、住民ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが必要とされる中で、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するためには、ICT等の活用やアウトソーシング（指定管理者含む）の導入など、業務改革の推進が必要となり、更には、「女性活躍社会」や「働き方改革」の実現に向けて、全職員が一丸となって、地方自治法に掲げられている「住民の福祉の増進を図る」ことを基本とし、福島町まちづくり基本条例第20条第1項の規定に基づき、行政改革大綱を策定し更なる行政改革を進めます。

## 1 第5次福島町行政改革大綱の目的

第4次大綱では、現在まで当町が直面し、対応してきた青函トンネル工事の終了や地方分権の推進、また、単独自治体としての「町民と議会、行政の協働」を実現するため、「人口減少と地域振興に果敢に取り組む」ことを基本として進めてまいりました。

第5次大綱においては、人口減少が著しい中、新たな時代に「次の世代に町をつないでいく」ため、町や行政組織をどう維持していくかが重要になります。

このようなことから、町では国や道の動向等も踏まえ、最上位計画である「第5次福島町総合計画」や他の計画と整合性を図り、次に掲げる基本方針をベースに進めてまいります。



## 2 第5次福島町行政改革大綱の基本方針

第5次大綱の柱となる基本方針は、これまでの第1次から第4次までの大綱を踏まえ、実効性・実現性を重視し、計画期間内で達成できることを基本的な考えとし、三つの柱を掲げ、歳出の削減に努めるとともに、簡素で効率的な行政の実現を推進するため、次の基本方針を定め積極的に進めてまいります。

### 新たな時代に“まち”をつなぐため

#### [基本方針]

- ・ 効率的に行政経営の推進
- ・ 持続可能な行政組織の確立
- ・ 町民との協働のまちづくり

#### (1) 効率的な行政経営の推進

- ①各種委員会の統廃合
- ②団体補助金のあり方
- ③指定管理者制度の導入
- ④行政コストの削減
- ⑤A I ・ R P A の導入

#### (2) 持続可能な行政組織の確立

- ①組織・機構の見直し
- ②充実した研修による人材育成
- ③働き方改革の推進

#### (3) 町民との協働のまちづくり

- ①情報共有化による協働の推進

## 3 計画期間

本大綱の計画期間は、社会経済情勢の変化や住民ニーズの変化に対応するとともに、第5次福島町総合計画後期実施計画期間と整合性を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

## 4 大綱の推進体制

計画最終年度となる令和5年度には、基本方針に掲げた項目の達成状況及び次期大綱への継続すべき項目などの検証を行うとともに、職員による行政改革庁内検討委員会で進捗管理を行います。

## 5 基本方針に係る取組項目

### (1) 効率的な行政経営の推進

#### ①各種委員会の統廃合

法律等の制度上の制約により統廃合できない委員会を除き、各種委員会については、統廃合を検討するとともに、意欲のある委員の確保、経費抑制、更には職員の事務負担軽減につながるよう、引き続き庁内行政改革検討委員会において協議します。

#### ②団体補助金のあり方

各団体への補助金のあり方については、役目を終えている団体や補助金を繰越している団体、活動状況の乏しい団体の統廃合などを検討します。

#### ③指定管理者制度の導入

多様化するニーズを効果的かつ効率的に対応するため、福島町指定管理者制度運用ガイドラインに沿って、公共施設における指定管理者制度の導入を進め、民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ります。

#### ④行政コストの削減

ICTの導入や文書管理システムの活用により、会議資料の配布等に要する時間短縮及びコピー用紙の節減など、業務の効率化や情報漏えいの防止を図り、ペーパーにとらわれないワークスタイルを実現し、ペーパーレス化を進めます。

#### ⑤AI・RPAの導入

今後の人口減少に伴う職員数の減少や働き方改革も踏まえ、業務の効率化・省力化のためにAI・RPAの導入に向けた検討を進めます。

具体的には、現行業務の課題調査等の可視化を行ったうえで、国・各地方公共団体で展開するICT政策を踏まえ、当町で必要とする方法を選択します。

AI…人工的な方法による学習・推論・判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術  
RPA…これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの

## (2) 持続可能な行政組織の確立

### ①組織・機構の見直し

町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう、柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めています。

平成28年度から現行の7課、2事務局、1室となっており、管理職は、令和元年11月1日現在で9人となっています。

令和2年度からは、今日の社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、多様な住民ニーズや新たな課題に即し、課の統廃合による組織・機構の見直しを行います。

《現行》		《見直し案》	
課名	係名	課名	係名
町民課	町民係	<u>町民課</u>	町民係
	戸籍係		戸籍係
	年金係		年金係
	支所係		支所係
税務課	賦課係		賦課係
	徴収係		徴収係

### ②充実した研修による人材育成

職員の持つ可能性や能力を最大限引き出すことができるよう、人材育成の推進が重要です。特に、地方分権改革など地方制度がめまぐるしく変化し、職員一人ひとりが個性豊かな地域づくりを進めるため、政策形成能力等の向上と地域住民等とのパートナーシップを促進するスキルの開発が求められ、新たな時代を担う職員の育成が大きな行政課題となっております。

このことから、福島町職員研修計画に基づき、政策形成、法務能力の向上及び専門的知識の取得、技能の向上に向けて人材育成を図るとともに、積極的に改革する意識や指導力・協調性を兼ね備えた職員を育成します。

### ③働き方改革の推進

長時間労働の規制と再任用制度及び会計年度任用職員制度に対応した適切な人員配置により、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを整備し、生産性の向上と魅力ある職場づくりを推進します。

## (3) 町民との協働のまちづくり

### ①情報共有化による協働の推進

的確な情報提供により更なる行政情報の共有化に努め、町民の積極的な町政への参画と協働を図ります。

## これまでの福島町行政改革大綱の取り組み

当町は、昭和 38 年から始まった世紀の大事業と言われた青函トンネル工事の終結を前に、昭和 60 年度からその時代の社会情勢に柔軟に対応するため、4 次にあたる行政改革大綱を策定し、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいりました。

今般、第 4 次福島町行政大綱が終了することから、令和 2 年度からの行政運営を推進するため、第 5 次福島町行政改革大綱を策定しようとするものです。

なお、大綱の期間については、第 5 次福島町総合計画後期実施計画と整合性を図り、令和 5 年度までとします。

### 1 これまでの大綱による行政改革について

#### (1) 第 1 次行政改革大綱

第 1 次大綱は、昭和 39 年度から進めてきた青函トンネル工事の終結を見通し、これに対応する行政改革を進めました。

策定月日	昭和 60 年 8 月 31 日
大綱期間	昭和 60 年度～平成 7 年度までの 12 年間（当初期間設定なし）
基本方針	①青函トンネル工事後の行財政の健全化の推進 ②地域の活性化と住民福祉の推進
重点事項	①事務事業の見直し ②組織・機構の簡素合理化 ③定員管理の適正化 ④民間委託、OA 化推進等による事務改善 ⑤人口減少による議員定数の見直し

#### (2) 第 2 次行政改革大綱

第 2 次大綱は、地方分権の実現に対応する行政改革を進めました。

策定月日	平成 8 年 3 月 21 日（平成 10 年度、平成 12 年度に期間延長）
大綱期間	平成 8 年度から平成 15 年度までの 8 年間（当初は 3 年間）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地方分権の実現と推進、これに対応する組織の構築</li> <li>②「画一から多様化へ」の施策の展開と財政の健全化</li> </ul>
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健全な事業推進と財源対策による事務事業の見直し</li> <li>②行政の透明性の確保</li> <li>③行政組織の再構築と職員定員、新たな公務員制度の導入</li> <li>④財政基盤の強化と財政健全化計画の推進</li> <li>⑤効果的な行政運営のための職員の能力開発等の推進</li> <li>⑥行政のO A化の推進と行政サービスの向上</li> <li>⑦会館等公共施設の設置及び管理運営</li> <li>⑧その他</li> </ul>

### (3) 第3次行政改革大綱

第3次大綱は、地方交付税の大幅な削減や町内景気の低迷を背景に、地方分権に対応する行政改革を進めました。

策定月日	平成 15 年 12 月 26 日 （平成 17・21 年度に期間延長）
大綱期間	平成 16 年度から平成 26 年度までの 11 年間（当初は 5 年間）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①簡素で効率的な行財政の確立</li> <li>②職員の意識改革</li> <li>③協働によるまちづくりの推進</li> </ul>
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自主財源の確保</li> <li>②定員管理及び給与の適正化</li> <li>③事務事業の見直し及び民間等への委託の推進</li> <li>④公共施設の有効活用</li> <li>⑤機構・組織の見直し</li> <li>⑥広域行政の推進及び再構築</li> <li>⑦職員の能力開発の推進</li> <li>⑧職員の勤務評定制度の確立</li> <li>⑨行政サービスの受益と負担の見直し</li> <li>⑩透明性の高い行政運営の推進</li> </ul>



#### (4) 第4次行政改革大綱

第4次大綱は、町民と議会、行政の協働で「住民が安心して住むことができる町」を維持するため、各分野での人口減少対策、職員の意識改革や行政の組織改革の行政改革を進めました。

策定月日	平成27年5月19日
大綱期間	平成27年度から平成31年度までの5年間
基本方針	①話し合い、理解し合う組織づくり ②継続する取り組み
重点事項	①機構の再編等 ②行政情報の伝達 ③自主財源の確保 【第3次から継続】 ④定員管理及び給与の適正化 【第3次から継続】 ⑤公共施設の有効活用 【第3次から継続】